

議案第98号

北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準条例の一部を改正する条例

北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準条例（平成26年北上市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、<u>都道府県知事</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>附 則</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、<u>都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>4</u> <u>前項の規定にかかわらず、新たに職員として従事する者で前項各号のいずれかに該当し、かつ、従事する最初の日から翌年度までに行われる岩手県知事の研修（やむを得ない理由があると市長が認めるときは、岩手県知事以外が行う研修）を修了することを予定しているものは、従事を開始した日から当該研修の修了認定日までの期間、当該研修を修了したものとみなす。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>附 則</p>

1 [略]

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

3 [略]

1 [略]

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和3年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月19日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件等の基準が参酌すべき基準に改められたことから、事業の質の確保が図られるよう、所要の改正をしようとするものである。